尾張旭市議会基本条例評価シート

評価 A:概ねできている。 B:ある程度できている。

C: あまりできていない。 D: まったくできていない。 -: 対象外

第8章 政務活動費

条文	取組状況	課題	今後の取組(対策)	評価	改正の 必要性
(政務活動費に関する透明性の確保)	○政務活動費の不正の再発				
第18条 議員は、政務活動費の執行に当たり、尾張旭	防止に向け申し合わせ事項	基準の解釈が会派・議員・	条例を遵守 、透明性の確	D	無
市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例	を改善した。	事務局で統一されていない			
第1号)等を遵守し、適正かつ有効に執行しなければ	○個人支給のシミュレー	部分がある。			
ならない。	ションを試行している。				
2 議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市 民に対して説明責任を果たすため、収支報告書、領収 書及び視察又は研修に係る調査報告書を公表する。	収支報告書、領収書及び視		○条例を遵守し厳格に執行		無
	察又は研修に係る調査報告		していく。	В	
	書を市議会ホームページで	- ムページで ○議員個人でも説明を果	○議員個人でも説明を果た		
	公表している。		せるようにする。		